

平成 18 年 5 月 29 日

各 位

東京都渋谷区神宮前二丁目 31 番 12 号  
株式会社ユニテッドアローズ  
代表取締役社長 岩 城 哲 哉  
(コード番号:7606 東証第一部)  
問合わせ先  
社 長 室  
I R・広報課 丹 智 司  
課 長  
電 話 番 号 0 3 - 6 4 1 8 - 0 8 4 5

### 定款変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 29 日開催の取締役会において、定款の一部変更の承認を求める議案を平成 18 年 6 月 28 日開催予定の当社第 17 回定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 1. 変更の理由

( 1 ) 今後の事業拡大に備え、事業目的の追加をするものであります。

( 2 ) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

会社法第 326 条第 2 項の規定に従い、当会社に設置する機関を定めるため、変更案第 4 条(機関)を新設するものであります。

当社の公告の方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せやむを得ない事由により電子公告することができないときの措置を定めるものであります。

会社法第 214 条の規定に従い、株券を発行する旨を定めるため、変更案第 8 条(株券の発行)を新設するものであります。

会社法第 189 条第 2 項の規定に従い、単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限するため、第 11 条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。

インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするため、変更案第 17 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。

会社法第 370 条の規定に従い、必要が生じた場合に書面または電磁的方法により取締役会を機動的に行うことができるよう、第 27 条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。

取締役および監査役が期待された役割を十分に発揮できるように、それぞれ責任限定契約を締結することを可能にするため、変更案第 30 条(取締役の責任免除)および変更案第 40 条(監査役の責任免除)の規定を新設するものであります。

なお、第 30 条の規定新設に関しましては、監査役の全員一致による監査役会の同意を得ております。

( 3 ) 上記条文の新設、削除に伴い、条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
(商 号)	(現行どおり)
第1条 当社は、株式会社ユニテッドアローズと称し、英文ではUNITED ARROWS LTD.と表示する。	
(目 的)	(目 的)
第2条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。
1. 紳士服・婦人服・子供服並びに靴・鞆・時計・眼鏡・傘・帽子・服飾品・寝具・室内装飾品・音響機器・家庭用電気製品・家具・食器・化粧品・タオル・ペット用品・日用雑貨品の企画・輸出入・販売及び食料品の輸出入・販売	1. 紳士服・婦人服・子供服並びに靴・鞆・時計・眼鏡・傘・帽子・服飾品・寝具・室内装飾品・音響機器・家庭用電気製品・家具・食器・化粧品・タオル・ペット用品・日用雑貨品・ <u>宝飾品の企画</u> ・輸出入・販売及び食料品の輸出入・販売
2. 前一号に掲げる商品の通信販売	
3. インターネットを利用した上記一号に掲げる商品の販売	
4. 店舗開発・マーケット開発・ホテル開発・環境開発・都市開発に関する宣伝・調査・企画・コンサルタント業	
5. レストラン・喫茶店の経営	
6. レストラン・喫茶店における人材の養成	(現行どおり)
7. 不動産の売買、賃貸借及び管理	
8. 生花の販売	
9. 広告、宣伝に関する企画・製作	
10. 出版業並びに書籍の販売	
11. 古物売買並びにその受託販売	
12. 酒類の輸入及び販売	
(新 設)	13. <u>加工・修理・クリーニング業</u>
13. 前各号に付帯関連する一切の業務	14. (現行どおり)
(本店の所在地)	(現行どおり)
第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。	
(新 設)	(機関)
	第4条 <u>当社は、次の機関を置く。</u>
	1. <u>取締役会</u>
	2. <u>監査役</u>
	3. <u>監査役会</u>
	4. <u>会計監査人</u>
(公告の方法)	(公告方法)
第4条 当社の公告は、 <u>日本経済新聞に掲載する。</u>	第5条 当社の公告は、 <u>電子公告により行う。</u>
(新 設)	2. <u>やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u>
第2章 株 式	第2章 株 式
(株式の総数)	(発行可能株式総数)
第5条 当社が発行する株式の総数は、190,800,000株とする。	第6条 当社の発行可能株式総数は、190,800,000株とする。
(自己株式の買受け)	(自己株式の取得)
第6条 当社は、 <u>取締役会の決議により、自己の株式を買受けすることができる。</u>	第7条 当社は、 <u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己株式を取得することができる。</u>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(1単元の株式の数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 当社の1単元の株式の数は、100株とする。</p> <p>2. <u>当社は、1単元未満の株式(以下単元未満株式という)については株券を発行しない。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第8条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2. <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>3. <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 <u>当社の株券の種類並びに株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取り扱い及び手数料については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2. <u>前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主又は登録質権者とすることができる。</u></p>	<p>(株券の発行)</p> <p>第8条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(単元株式数)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(単元未満株券の不発行)</p> <p>第10条 <u>当社は、単元未満株式に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第11条 <u>当社の株主(実質株主を含む。以下同じ)は、その有する単元未満株式について次の権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>1. <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>2. <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>3. <u>株主の有する株式数に応じて募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって定め、これを公告する。</u></p> <p>3. <u>当社の株主名簿、実質株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿、実質株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第13条 <u>当社の株式に関する取り扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第14条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. <u>前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第11条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要に応じて随時これを招集する。</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役会長又は取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役会長及び取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。</p> <p>2. <u>商法第343条の定めによる決議及び商法その他法令において同条の決議方法が準用される決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. <u>前項の場合には、株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を、当会社に提出しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第15条 当会社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第16条 当会社の取締役は、株主総会において、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>2. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第15条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第16条 (現行どおり)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 <u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第18条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めのある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. <u>会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第19条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の任期)</p> <p>第17条 <u>取締役の任期は、その就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、増員又は補欠により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第18条 当社は、取締役会の決議により、代表取締役を選任する。</p> <p>2. 代表取締役は会社を代表し、取締役会の決議に基づき、会社の業務を執行する。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第19条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長又は取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役会長及び取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第20条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに通知を発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第21条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって決する。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第22条 当社の取締役会の運営及び付議事項については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会で定める取締役会規則によるものとする。</p> <p>(取締役の報酬及び退職慰労金)</p> <p>第23条 <u>取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会において定める。</u></p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 <u>取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役)</p> <p>第23条 当社は、取締役会の決議により、代表取締役を選定する。</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 <u>取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに通知を発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 <u>当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第29条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第24条 当社の監査役は、6名以内とする。</p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p>第25条 当社の監査役は、株主総会において、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第26条 監査役の任期は、その就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第27条 監査役は、互選により、常勤監査役を選任する。</p> <p>(監査役会の招集権者及び議長)</p> <p>第28条 監査役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、常勤監査役がこれを招集し、その議長となる。常勤監査役が2名以上あるときは先任者が議長となる。但し、他の監査役が監査役会を招集し、議長となることを妨げない。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第29条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに通知を発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。</p> <p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第30条 監査役会の決議は、監査役の過半数をもって決する。</p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第31条 当社の監査役会の運営及び付議事項については、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会で定める監査役会規則によるものとする。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2. 当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p>第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集権者及び議長)</p> <p>第35条 (現行どおり)</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第36条 (現行どおり)</p> <p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第38条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役の報酬) 第32条 監査役の報酬は、株主総会において定める。</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 計 算</p> <p>(営業年度) 第33条 当会社の営業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とし、決算は毎営業年度末日に行う。</p> <p>(利益配当金) 第34条 当会社の利益配当金は、毎年3月31日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対して支払う。</p> <p>(中間配当) 第35条 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、商法第293条ノ5に定める金銭の分配(以下中間配当という)をすることができる。</p> <p>(利益配当金等の除斥期間) 第36条 利益配当金及び中間配当金が、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払い義務を免れる。 2. 未払の利益配当金及び中間配当金には利息を付けない。</p>	<p>(監査役等の報酬等) 第39条 監査役等の報酬等は株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役等の責任免除) 第40条 当会社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 2. 当会社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第6章 計 算</p> <p>(事業年度) 第41条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(期末配当金) 第42条 当会社は株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。</p> <p>(中間配当) 第43条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。</p> <p>(期末配当金等の除斥期間) 第44条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。 2. 未払の期末配当金及び中間配当金には利息を付けない。</p>

以 上